

【Ⅱ－6 新興感染症等に対応できる地域における医療提供体制の構築に向けた取組①】

① 感染対策向上加算の見直し

第1 基本的な考え方

新興感染症発生・まん延時への備えを評価するとともに、感染対策における介護保険施設等との連携を推進する観点から、感染対策向上加算について、要件を見直す。

第2 具体的な内容

1. 感染対策向上加算1～3の施設基準における新興感染症発生時の対応に係る要件について、第8次医療計画における協定締結の類型に合わせた見直しを行う。
2. 感染対策向上加算1における感染制御チームの医師又は看護師の専従要件について、連携する介護保険施設等に対する感染対策に関する助言の必要性を踏まえた見直しを行う。また、介護保険施設等から依頼のあった場合に、現地に赴いての感染対策に関する助言を行うこと及び院内研修を合同で開催することが望ましいことを要件に追加する。

改 定 案	現 行
<p>【感染対策向上加算】</p> <p>[施設基準]</p> <p>二十九の二 感染対策向上加算の施設基準等</p> <p>(1) 感染対策向上加算1の施設基準イ～ハ (略)</p> <p>ニ 感染防止対策につき、感染対策向上加算2又は感染対策向上加算3に係る届出を行っている保険医療機関等と連携していること。</p> <p><u>ホ 介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と協力が可能な体制をとっていること。</u></p> <p><u>ハ・ト (略)</u></p> <p>(2) 感染対策向上加算2の施設基準</p>	<p>【感染対策向上加算】</p> <p>[施設基準]</p> <p>二十九の二 感染対策向上加算の施設基準等</p> <p>(1) 感染対策向上加算1の施設基準イ～ハ (略)</p> <p>ニ 感染防止対策につき、感染対策向上加算2又は感染対策向上加算3に係る届出を行っている保険医療機関等と連携していること。 (新設)</p> <p><u>ホ・ハ (略)</u></p> <p>(2) 感染対策向上加算2の施設基準</p>

イ～ニ (略)
ホ (1)のホを満たしていること。
(3) 感染対策向上加算3の施設基準
イ～ニ (略)
ホ (1)のホを満たしていること。

第21 感染対策向上加算

1 感染対策向上加算1の施設基準

(2) 感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。

ア～エ (略)

アに定める医師又はイに定める看護師のうち1名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合、感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合及び介護保険施設等又は指定障害者支援施設等（以下この区分において「介護保険施設等」という。）からの求めに応じ、当該介護保険施設等に対する助言に係る業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月10時間以下であること。また、介護保険施設等は次に掲げるものをいう。

- イ 指定介護老人福祉施設
- ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設
- ハ 介護老人保健施設
- ニ 介護医療院
- ホ 指定特定施設入居者生活

イ～ニ (略)
(新設)
(3) 感染対策向上加算3の施設基準
イ～ニ (略)
(新設)

第21 感染対策向上加算

1 感染対策向上加算1の施設基準

(2) 感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。

ア～エ (略)

アに定める医師又はイに定める看護師のうち1名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。

(中略)

(新設)

<p style="text-align: center;"><u>介護事業所</u></p> <p>へ <u>指定地域密着型特定施設 入居者生活介護事業所</u></p> <p>ト <u>指定介護予防特定施設入 居者生活介護事業所</u></p> <p>チ <u>指定認知症対応型共同生 活介護事業所</u></p> <p>リ <u>指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所</u></p> <p>ヌ <u>指定障害者支援施設</u></p> <p>ル <u>指定共同生活援助事業所</u></p> <p>ヲ <u>指定福祉型障害児入所施 設</u> (中略)</p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>感染症法第38条第2項の規定 に基づき都道府県知事の指定を 受けている第一種協定指定医療 機関であること。</u></p> <p>(17)～(23) (略)</p> <p>(24) <u>介護保険施設等から求めがあ った場合には、当該施設等に赴 いての实地指導等、感染対策に 関する助言を行うとともに、 (6)の院内感染対策に関する研 修を介護保険施設等と合同で実 施することが望ましい。</u></p> <p>2 感染対策向上加算2の施設基準</p> <p>(14) <u>感染症法第38条第2項の規定 に基づき都道府県知事の指定を 受けている第一種協定指定医療 機関であること。</u></p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>介護保険施設等から求めがあ った場合には、当該施設等に赴 いての实地指導等、感染対策に 関する助言を行うとともに、 (7)の院内感染対策に関する研 修を介護保険施設等と合同で実</u></p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>新興感染症の発生時等に、都 道府県等の要請を受けて感染 症患者を受け入れる体制を有 し、そのことを自治体のホー ムページにより公開している こと。</u></p> <p>(17)～(23) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 感染対策向上加算2の施設基準</p> <p>(14) <u>新興感染症の発生時等に、都 道府県等の要請を受けて感染症 患者又は疑い患者を受け入れる 体制を有し、そのことを自治体 のホームページにより公開して いること。</u></p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>(新規)</p>
---	---

<p><u>施することが望ましい。</u></p> <p>3 感染対策向上加算 3 の施設基準</p> <p>(14) <u>感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関又は同項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）若しくは第36条の3第1項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であること。</u></p> <p>(15)～(17) （略）</p> <p>(18) <u>介護保険施設等から求めがあった場合には、当該施設等に赴いての实地指導等、感染対策に関する助言を行うことが望ましい。なお、助言に当たっては、(7)の院内感染対策に関する研修を介護保険施設等と合同で実施することが望ましい。</u></p>	<p>3 感染対策向上加算 3 の施設基準</p> <p>(14) <u>新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者若しくは疑い患者を受け入れる体制又は発熱患者の診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開していること。</u></p> <p>(15)～(17) （略）</p> <p>（新設）</p>
--	---

[経過措置]

令和6年3月31日において現に感染対策向上加算1、2又は3の届出を行っている保険医療機関については、令和6年12月31日までの間に限り、それぞれ1(16)、2(14)又は3(14)の基準を満たしているものとみなす。